

(G-04a)

役員等の待遇に関する規程

平成20年 5月24日 制定
令和 2年 3月28日 改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人三島学園の役員、監事及び評議員に対する報酬及び手当に関して定めるものである。

(該当事項)

第2条 本規程で定める報酬及び手当の項目は次の通りである。

- (1) 理事長の報酬
- (2) 理事長が大学学長、短期大学部学長または他の教職員を兼ねる場合の付加手当
- (3) 専任常務理事の報酬
- (4) 専任常務理事が他の教職員を兼ねる場合の付加手当
- (5) 学内理事の付加手当
- (6) 監事の報酬
- (7) 理事会及び評議員会の手当
- (8) 相談役に対する処遇
- (9) 諸手当及び共済掛金
- (10) 旅費及び交通費
- (11) 退職慰労金
- (12) 弔慰金

(支給基準)

第3条 前条の各事項に対する支給基準は次表の通りとし、毎年1月開催の理事会において、翌年度の額を決める。

表 役員報酬及び手当等の支給基準

(1) 理事長の報酬	年俸制で、下限を11,000,000円、上限を16,000,000円とし、その1/12を月額として支給する。
(2) 理事長が大学学長または他の部局の長を兼ねる場合の付加手当	大学学長を兼務する場合、兼務手当として月額52,000円を支給する。更に理事長が他の役職を兼務する場合は、1兼務について2,000円を追加支給する。
(3) 専任常務理事の報酬	年俸制で、下限を5,000,000円、上限を8,000,000円とし、その1/12を月額として支給する。
(4) 専任常務理事が他の教職員を兼ねる場合の付加手当	兼務の職に応じて理事会の議を経て決める。

(5) 学内理事の付加手当	専任教職員が理事を兼ねる場合は、学内理事として、次のような職責に応じて理事手当を支給する。 副理事長、総務担当、財務担当、学務担当、学務担当補佐、高校校務担当。
(6) 監事の報酬年額	800,000 円以内で支給する。
(7) 理事会及び評議員会の手当	① 理事長及び事務局長の職にある役員を除く役員及び相談役が理事会に出席した場合は、1 回当たり 30,000 円の理事会手当を支給する。なお、議決権行使書を提出した場合も出席と見なす。 ② 評議員が評議員会に出席した場合は、1 回当たり 10,000 円の評議員会手当を支給する。なお、議決権行使書を提出した場合も出席と見なす。 ③ 評議員を兼ねる役員及び相談役が同日に行われる理事会と評議員会の両方に出席した場合、前項の評議員手当は支給されない。
(8) 相談役に対する処遇	相談役には役員報酬は支給しない。
(9) 諸手当及び共済掛金	教職員としての身分を有しない役員に対しては、学園就業規則第 4 3 条に示してある諸手当は支給しないが、理事長及び常務理事を専任とする者の共済掛け金は、教職員の支給基準に準じて支給する。
(10) 旅費及び交通費	役員の仕事のために出張するときは、学園旅費規程 (G-46) により支給する。なお、列車料金としてグリーン料金とすることができるものとする。
(11) 退職慰労金	役員の仕事のために退職慰労金に関する規程による。
(12) 弔慰金	理事会の議を経て決める。

2 この規程に関わる報酬等に関しては、一般教職員就業規則第 3 4 条の給与区分による手当等は支給の対象としない。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 1 回 1 5 日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び休日にあたる場合は、順次繰り上げ支給する。

(2) 賞与 毎年 6 月及び 1 2 月の 1 5 日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び休日にあたる場合は、順次繰り上げ支給する。

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 6 か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定す

る本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年度から施行する。

附 則 (令和2年3月28日改正)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。